

EU の環境エネルギー政策と消費者の権利

—環境法と消費者法の交錯(1)—

角 田 光 隆

目次

1. 序言
2. 環境エネルギー政策
 2. 1 エネルギー2020 競争的で、持続可能な、安全なエネルギーのための戦略
 2. 2 エネルギーロードマップ2050
3. 環境エネルギー分野の域内市場法
 3. 1 電気
 3. 1. 1 1996年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令
 3. 1. 2 2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令
 3. 1. 3 2003年の電気及びガスに関する欧州規制グループの設立に関する決定
 3. 1. 4 2005年の域内のガス及び電気市場の創造に関する進捗状況報告書
 3. 1. 5 2006年の持続可能な競争的で安全なエネルギーのための欧州戦略に関するグリーンペーパー
 3. 1. 6 2007年の域内のガス及び電気市場の展望に関する欧州委員会の文書
 3. 1. 7 2002年の欧州共同体条約第81条及び第82条において定められた競争ルールの実施に関する規則第17条に基づく

欧州ガス及び電気部門の2007年の調査書

- 3. 1. 8 2007年の欧州エネルギー政策
- 3. 1. 9 2007年の欧州理事会の結論
- 3. 1. 10 2008年の域内のガス及び電気市場の創造に関する進捗状況報告書
- 3. 1. 11 2008年の産業の最終利用者に課される電気及びガス料金の透明性を改善するための共同体の手續に関する指令
- 3. 1. 12 2009年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令（以上、本号）
- 3. 1. 13 2009年のエネルギー規制機関の協力のための機関の設立に関する規則
- 3. 1. 14 2010年のエネルギー市場の統一と透明性に関する規則案
- 3. 1. 15 2009年及び2010年の天然ガス及び電気市場の創造に関する2011年の進捗状況報告書
- 3. 1. 16 2011年の第21回欧州電気規制フォーラムの結論
- 3. 2 ガス
- 3. 3 石油等
- 3. 4 その他の関連事項
- 3. 5 小括
- 4. 環境エネルギー分野の消費者法
- 5. 結語

1. 序言

東日本大震災は原子力政策及び環境エネルギー政策に大きな影響を与え、国民の生活や生産活動の根幹にかかわる問題提起を促した。我国における原子力政策及び環境エネルギー政策の再検討が始まったのである。このことは、エネルギー分野における消費者政策の改革を伴うと考えている。

したがって、「EU 消費者法」⁽¹⁾においてエネルギー分野を「公共利益サービス」と「競争秩序」の文脈で論じたが、比較法的示唆を得るために、本稿は日本よりも先を歩んでいるヨーロッパにおける環境エネルギー政策や、域内市場法及び消費者法におけるエネルギー分野の法原則を「EU 消費者法」から独立させて論ずることにしたい。

まず、「エネルギー2020 競争的で、持続可能な、安全なエネルギーのための戦略」⁽²⁾と「エネルギーロードマップ2050」⁽³⁾に関する欧州委員会の文書を採用上げる。当該文書は消費者政策に言及している。

次に、当該環境エネルギー政策に関連して、域内市場法の中でエネルギー分野はどのように規律され、消費者に対してどのような法原則が確立されてきたのかを論ずることにする。電気やガスの指令等の内容を確認し、消費者に関連する部分を採用上げる。

さらに、域内市場法の分野と重複するが、より一般的にエネルギー分野における消費者問題とは何か、消費者の保護はどのように規律されまたは規律されるべきだと考えられているのか、を論ずることにしたいと思う。

本稿は、EU レベルの法制度に言及するもので、さらに構成国独自の法制度を直接の対象としていない。構成国法については、本稿とは別に論ずるこ

(1) 拙稿「EU 消費者法—契約法に関する消費者保護指令を巡って(4)」信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集第17号』2011年8月、89頁以下。

同「EU 消費者法—契約法に関する消費者保護指令を巡って(5)」信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集第18号』2012年1月、60頁以下。

(2) European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee, and the Committee of the Regions, Energy 2020 A Strategy for Competitive, sustainable and Secure Energy, {SEC (2010) 1346} Brussels, 10.11.2010, COM (2010) 639 final. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52010DC0639:EN:HTML:NOT>)

(3) European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee, and the Committee of the Regions, Energy Roadmap 2050, {SEC (2011) 1565}, {SEC (2011) 1566}, {SEC (2011) 1569}, Brussels, XXX, COM (2011) 885/2. (http://ec.europa.eu/energy/energy2020/roadmap/doc/com_2011_8852_en.pdf)

とにしたいと思う。

2. 環境エネルギー政策

2. 1 エネルギー2020 競争的で、持続可能な、安全なエネルギーのための戦略

「エネルギー2020 競争的で、持続可能な、安全なエネルギーのための戦略」に関する欧州委員会の文書は、⁽⁴⁾五つのエネルギー政策として、エネルギーの効率さ、統一的なエネルギー市場、消費者保護と最高のレベルの安全性、技術革新の促進、エネルギー市場の対外関係の強化を挙げている。この中で、消費者保護と最高のレベルの安全性が消費者政策として位置づけられる。

消費者保護と最高のレベルの安全性という政策は、二つの行動計画に分かれる。⁽⁵⁾すなわち、エネルギー政策を消費者のニーズに適合させることと、継続的に安全性を改善していくこととする。

より具体的に言えば、競争の拡充、手ごろな価格、供給者の変更のガイダンス、請求書の作成及び苦情処理に関する勧告の実施及び監視、適切な代替的紛争解決手段、規制機関による価格の比較手段、料金表とエネルギーの供給に関する情報提供、エネルギーコストの検討、被害を受けやすい顧客やエネルギーの使用削減を斟酌した消費者保護規定の実施レベルや域内市場の消費者保護の水準に関する報告書の作成、規制機関による小売市場の改善、国外での石油とガスの採取に関する安全基準の再検討、原子力安全規制の強化、新エネルギー技術の安全性が個別的に採り上げられている。

以下において、これらの具体的な事項を含めて、域内市場法と消費者法について論ずることにする。

2. 2 エネルギーロードマップ2050

(4) European Commission, op. cit (2), pp5-6.

(5) European Commission, op. cit (2), pp13-14.

「エネルギーロードマップ2050」は、⁽⁶⁾2050年における安全で競争力のある脱炭素のエネルギーシステムを作り上げることを目標としている。そのためのシナリオが出され、エネルギーシステムの転換のための10個の構造変化に言及している。シナリオは地球の気候に関する措置と結び付いている。

2020年までの計画は前述したとおりに存在するので、2020年から2050年までの行動を提示している。

まずエネルギーシステムの転換のために、エネルギーの節約と需要の管理、再生可能エネルギーへの転換、転換期におけるガスの重要性、他の化石燃料の転換、原子力エネルギーの貢献、スマート技術・保存・代替燃料を検討している。

次にエネルギー市場について、新たな電気の管理、地方の資源の統合と集中システム、投資の促進、公衆の参加、国際レベルの変化をテーマとしている。公衆の参加の中で被害を受けやすい消費者に配慮がなされている。

最後に将来の方向として、新しいエネルギーシステムの達成のための条件を10個挙げている。

すなわち、前述した「エネルギー2020 競争的で、持続可能な、安全なエネルギーのための戦略」の完全な実施、エネルギーの効率化、再生可能エネルギーの開発、技術開発、域内市場の規制的・構造的欠陥の克服、エネルギー価格への新たな投資費用の反映と被害を受けやすいグループのための措置、新たなエネルギーインフラ及び保存能力の開発、安全及び安定性の枠組の強化、国際エネルギー関係に対する幅広い統合アプローチ、2030年の政策枠組の策定であるとする。

これらの中で、「エネルギー2020 競争的で、持続可能な、安全なエネルギーのための戦略」の完全な実施、域内市場の規制的・構造的欠陥の克服、エネルギー価格への新たな投資費用の反映と被害を受けやすいグループのための措置が、本稿に関連する。域内市場法と消費者法について以下において具体的に論ずることとする。

(6) European Commission, op. cit (3), pp2-20.

3. 環境エネルギー分野の域内市場法

3. 1 電気

電気の分野を主として論ずるが、関連して包括的にその他の分野を含んでいる。新たな環境エネルギー政策を策定し、具体的な立法を行おうとしている我国にとって、EU レベルの法制度の詳細を知ることは有益であろうと考えている。

3. 1. 1 1996年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令

電力市場の自由化が1990年代から始められた。電気の分野は、1996年に出された電気における域内市場のための共通ルールに関する指令に代表される。⁽⁷⁾当該指令は、第1章適用範囲と定義、第2章電気部門の組織化のための一般ルール、第3章発電、第4章高圧送電システムの運用、第5章中・低圧配電システムの運用、第6章収支計算書の個別化と透明性、第7章システムへのアクセスの組織化、第8章最終規定から成っている。

これらの章の中で、第2章電気部門の組織化のための一般ルールは、競争的な市場環境の創設を規定している。第4章と第5章からわかるように、送電システムの運用が高圧送電システムと中・低圧配電システムに分かれていることに特徴がある。第7章システムへのアクセスの組織化は、第17条または第18条が規定するような二種類の手続を認めている。

3. 1. 2 2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令

(7) Directive 96/92/EC of the European Parliament and of the Council of 19 December 1996 concerning Common Rules for the Internal Market in Electricity, Official Journal of the European Communities, No L27/20, 30.1.97.
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1997:027:0020:0029:EN:PDF>)

1996年の指令を改善したのが、2003年に出された電気における域内市場のための共通ルールに関する指令である。⁽⁸⁾当該指令は、第1章適用範囲と定義、第2章電気部門の組織化のための一般ルール、第3章発電、第4章高压送電システムの運用、第5章中・低圧配電システムの運用、第6章収支計算書の個別化と透明性、第7章システムへのアクセスの組織化、第8章最終規定から成っている。これらの章の編成自体は、1996年の指令と同じである。しかし、当該指令は、より競争的な市場環境の創設と消費者保護を重点に置いていた。

より競争的な市場環境の創設と消費者保護に直接関連する諸規定は、第2章電気部門の組織化のための一般ルールである。第2章第3条は、公共サービスの義務と顧客保護を規定する。第4条は、供給の安定性のモニターを定める。第5条は、技術的ルールを規定している。本稿との関係では、第3条が重要である。第3条は、1996年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令第3条及び第10条第1項に相当する。

第3条第1項は、競争的な、安全な、環境上持続可能な市場の形成と事業者間の無差別原則を規定していることに特色がある。

第3条第2項の特色は、事業者に公共サービスの義務を課していることで、消費者に対する電気会社のアクセスの平等性を含んでいることである。公共サービスの義務とは、安全性と環境保護を意味している。

第3条第3項における四つの重点は、家庭の顧客と小規模企業に対するユニバーサルサービスの実施、最後の頼りとなる供給者の指定、配電会社の顧客に対する第23条第2項に基づく義務、消費者団体の形成である。ユニバーサルサービスの条件は、特定の品質の電気と、容易かつ明瞭に比較でき透明で合理的な価格である。第23条第2項に基づく義務の内容は、契約条件と料

(8) Directive 2003/54/EC of the European Parliament and the Council of 26 June 2003 concerning Common Rules for the Internal Market in Electricity and repealing Directive 96/92/EC, Official Journal of the European Union, L176/37, 15.7.2003. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003L0054:EN:NOT>)

金表である。消費者団体の構成員は、国内の中小規模の消費者であるとする。

第3条第4項は、前述した第3条第2項及び第3項における義務の履行と関連するものである。そのために財政的補償、その他の補償、独占権を与える場合の方法が問われていて、非差別的で透明な方法が求められている。

第3条第5項は、顧客の種類に応じた保護措置を規定している。まず一般的に最終の顧客に対する保護措置を義務づけ、遠隔地の最終の顧客に対する保護措置を定めることができるとする。被害を受けやすい顧客に対する保護措置も義務付けている。選択できる顧客については供給者の変更の確保を義務付ける。家庭の顧客について付属書Aの保護措置が必要とされている。消費者保護の内容は、契約条件の透明性、一般的な情報の提供、紛争解決手段であるとする。

第3条第6項は、最終の顧客に対して請求書または宣伝資料で言及しておかなければならない事項を定める。これは、最終の顧客に対する情報提供の一環として捉えることができる。その事項とは、全体の混合されたエネルギー源に対する各エネルギー源の比率と、CO₂の放出や放射性廃棄物に関する参照資料を挙げることである。その際に電気の交換や輸入も斟酌され、情報の信頼性の保証が求められている。

第3条第7項は、三つの目的を達成させる措置を実施すべきであるとする。すなわち、社会的・経済的結合、環境保護、供給の安定性という目的である。

第3条第8項は、新しい発電能力の許可手続に関する第6条、新しい発電能力の申告手続に関する第7条、第3者のアクセスに関する第20条、直接の電線に関する第22条の適用除外に関する規定である。この適用除外が認められる場合として、選択できる顧客に関する競争の保持を一例として挙げている。第3条第9項は、構成国が自らの措置を欧州委員会に通知する義務に関する規定である。

これらの条項の中で、第3条第5項で指摘されている付属書Aは、消費者保護にとって重要な内容を持っている。したがって、付属書Aの概略を述べておくことにする。

付属書Aの(a)は、顧客と電気サービス提供者との間で締結される契約の内容や、契約の内容に関する情報提供の時期について規定している。契約の内容は、たとえば、供給者の情報、サービス内容の情報、維持管理サービスの内容、料金表や維持管理費用の情報の更新、契約期間や契約の更新・終了、補償や払戻の取り決め、紛争解決手続に分類できる。契約の内容に関する情報提供の時期は、契約前を基準としている。仲介者がいる場合も同様である。これに関連して、契約の条件の公平さと事前の十分な周知が規定されている。

付属書Aの(b)は、契約の内容の修正に関する規定である。電気サービス提供者からの契約条件の修正の通知、撤回権に関する情報提供、費用の増大の通知や、反対に、修正条件に応じない場合における顧客からの撤回権の行使を規定している。

付属書Aの(c)は、代金及び料金表と標準契約条件の透明性について規定している。付属書Aの(d)は、支払方法に関する顧客の幅広い選択権、多様な支払方法に掛かる費用の供給者負担原則、普通契約条件の公平性及び透明性と明瞭で理解しやすい言語による提供方法、不公正なまたは誤解を与える販売方法からの保護措置を定める。

付属書Aの(e)は、供給者の変更経費が顧客に掛からないことを規定する。付属書Aの(f)は、苦情解決手続に関する規定である。この苦情解決手続の原則は、透明性、簡易さ、費用が掛からないこと、公正さ、迅速さである。また、この苦情解決手続の原則は、消費者紛争の裁判外の解決に責任を負担する団体に適用される原則に関する1998年の勧告の内容を含んでいるとする。

付属書Aの(g)は、ユニバーサルサービスにアクセスする場合における顧客の権利に関する情報提供を定めている。

第2章第3条及び付属書Aのほかに、第7章システムへのアクセスの組織化を挙げることができる。第7章は第20条乃至第23条で構成されている。域内市場法に関連する第20条、第21条、第23条を採り上げる。

第20条は、第3者のアクセスに関する規定である。これは、公表された料金表に基づく送電・配電システムへのアクセスである。しかし、送電・配電

システムの運営者はアクセス拒絶権を持ち、ネットワークの実施措置に関する情報提供義務を持っている。

第21条は、市場の開放と相互依存に関する規定である。この規定では、様々な顧客概念が登場している。

第21条第1項は、選択できる顧客を期限を区切って三段階に分けている。まず電気の域内市場のための共通ルールに関する1996年の指令第19条第1項乃至第3項が言う選択できる顧客、次が家庭の顧客でないすべての者、最後にすべての顧客である。

第21条第2項は、電気市場の開放の不均衡の是正措置として、一方の構成国と他方の構成国で選択できる顧客である場合においても契約が許されることや、どちらか一方で選択できる顧客の場合における取引を拒絶した当事者に対する供給義務を規定する。

第23条は、競争環境を保持するための規制機関に関する規定である。第23条第1項によれば、当該規制機関は電気産業から独立した組織で、無差別、効果的な競争、市場の効果的な機能、モニターに関する職務を行う。このモニターの範囲が広く規制機関の大きな役割になっている。

第23条第2項によれば、当該規制機関は計算方法と二種類の条件の確定方法の決定または承認を行うとする。

第23条第3項は、規制機関の関連団体に対する義務を規定する。当該義務の内容は、料金表、第2項の計算方法、第4項による修正を提示することである。関連団体はこれらを承認または拒絶することができる。

第23条第4項は、規制機関から送電・配電システム運営者に対する要求事項を定めている。この要求事項とは、第1項乃至第3項で規定されている料金表等を修正することを指している。

第23条第5項は、送電・配電システム運営者に対して苦情がある者による規制機関への付託に関して規定している。付託できる問題は、第1項、第2項、第4項に関連するものである。規制機関の決定までの期間は2カ月であるが、延長が可能であるとする。

第23条第6項は、第2項、第3項、第4項に基づく方法に関する決定と提案された方法に関する苦情を言うことができる者による再検討のための苦情の付託に関する規定である。

第23条第7項は、第1項乃至第5項における規制機関の義務の構成国による保証措置について規定している。

第23条第8項は、支配的な地位の濫用と搾取行為の回避措置に関する規定である。その際に、欧州共同体条約第82条が斟酌されている。

第23条第9項は、機密ルールの違反に対する自然人または法人の責任に関する措置を定めている。

第23条第10項は、国境を越えた紛争の場合における規制機関の権限に関する規定である。第23条第11項は、第5項及び第6項の苦情の申し立てと共同体法や構成国法の訴えの権利の両立を規定している。第23条第12項は、規制機関による域内市場の発展等への貢献に関する規定である。

第3章の最終規定で特筆すべき規定は、第24条の安全措置に関する規定である。当該規定によれば、エネルギー市場の突然の危機の場合、人間・器械・設備の安全性やシステムの完全性の危殆化の場合における安全措置を構成国が講ずることができるとする。安全措置の厳格な条件と、他の構成国や欧州委員会への通知義務も併せて規定している。

3. 1. 3 2003年の電気及びガスに関する欧州規制グループの設立に関する決定

2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令が採択された同じ年に、2003年の電気及びガスに関する欧州規制グループの設立に関する決定が下された。⁽⁹⁾当該決定は、第1条乃至第7条からなる短いもので

(9) Commission Decision of 11 November 2003 on establishing the European Regulators Group for Electricity and Gas (Text with EEA relevance) (2003/796/EC), Official Journal of the European Union, L296/34, 14.11.2003.
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003D0796:EN:NOT>)

ある。欧州規制グループの特徴は、第 1 条目的と活動から理解できる。

第 1 条第 1 項によれば、欧州規制グループは、欧州委員会によって設立される独立した諮問機関であるとする。その活動内容は第 1 条第 2 項によれば欧州規制グループが欧州委員会を援助することで、二つの事項を指摘している。すなわち、実施措置案の準備と域内市場に関する問題である。また、欧州規制グループは構成国の規制機関を援助し、共同体法の適用の支援を行うとする。具体的に挙げられている規則や指令は、2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令、2003年の天然ガスにおける域内市場のための共通ルールに関する指令、2003年の電気における国境を越えた交換のためのネットワークへのアクセスの条件に関する規則、その他の将来の共同体法である。

第 2 条によれば、欧州規制グループは構成国の規制機関を構成員としている。また、第 4 条によれば、欧州規制グループの協議には、市場当事者、消費者、最終利用者が参加するとする。

消費者の意見は、欧州規制機関を經由して欧州委員会と構成国の規制機関に反映される構造になっていると評価できる。

3. 1. 4 2005年の域内のガス及び電気市場の創造に関する進捗状況報告書

2005年の域内のガス及び電気市場の創造に関する進捗状況報告書によれば、⁽¹⁰⁾一部の構成国を除いて、2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令の趣旨通りに構成国法が成立したわけではなかった。

したがって、欧州委員会はそのための対策を講じた。すなわち、違反手続

(10) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Report on Progress in creating the Internal Gas and Electricity Market, {SEC (2005) 1448}, Brussels, 15, 11. 2005, COM (2005) 568 final.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2005:0568:FIN:EN:PDF>)

を媒介とした指令の遵守、指令等の効果の検証、構成国及び共同体レベルの追加措置、企業の集中管理に関するガイドラインの採択、構成国の規制機関への共同体レベルの調和的なルールを採択の要請、構成国や規制機関への輸送インフラの投資の拡大の要請、部門競争調査の実施などを採り上げていた。

3. 1. 5 2006年の持続可能な競争的で安全なエネルギーのための欧州戦略に関するグリーンペーパー

2006年の持続可能な競争的で安全なエネルギーのための欧州戦略に関するグリーンペーパーは、⁽¹¹⁾この名称が示すように、ヨーロッパのエネルギー政策の3つの柱として、持続可能性、競争、供給の安定性を位置づけた。

さらに、6つの優先事項を定めた。すなわち、成長と雇用のための欧州域内の電気及びガス市場の競争化という事項、供給の安定性を保証する域内エネルギー市場のための構成国の間の連帯という事項、エネルギー供給の安定性と競争に対処するためのより持続可能な効率的で多様なエネルギーミックスという事項、気候変動に対処する統一的なアプローチという事項、イノベーションの促進のための戦略的な欧州エネルギー技術計画という事項、統一的なエネルギー域外政策という事項である。

これらの6つの優先事項に合わせて具体策を提示している。たとえば、成長と雇用のための欧州域内の電気及びガス市場の競争化という事項について、欧州配電網の発展、欧州規制機関とエネルギーネットワーク欧州センターの設立、相互連結の改善、新しい発電能力のための投資を刺激する枠組み、効率的な分散化、競争の促進を提示している。

供給の安定性を保証する域内エネルギー市場のための構成国の間の連帯という事項については、石油とガスのストックに関する現行法の再検討、エネ

(11) Commission of the European Communities, Green Paper, A European Strategy for Sustainable, Competitive and Secure Energy, {SEC (2006) 317}, Brussels, 8.3.2006, COM (2006) 105 final.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0105:FIN:EN:PDF>)

ルギー供給の監視機関の設立，ネットワークの安定性の改善，インフラの物理的な安定性の拡大，石油のストックの透明性の改善を提示している。

エネルギー供給の安定性と競争に対処するためのより持続可能な効率的で多様なエネルギーミックスという事項について，多様なエネルギー源に関する議論が重要であるとする。

気候変動に対処する統一的なアプローチという事項については，リスボン条約を意識しながらエネルギーの効率さと再生可能なエネルギー源のための長期のロードマップを提示している。

イノベーションの促進のための戦略的な欧州エネルギー技術計画という事項について，欧州の資源の利用，欧州の技術プラットフォームの構築，共同の技術イニシアチブまたは共同事業を提示している。

統一的なエネルギー域外政策という事項については，新しいインフラの建設，欧州全体のエネルギー共同体条約，ロシアとのパートナーシップ，供給の緊急事態に対応するメカニズム，主要な生産者と消費者の緊密な関係，エネルギーの効率さに関する条約を提示している。

3. 1. 6 2007年の域内のガス及び電気市場の展望に関する欧州委員会の文書

2007年の域内のガス及び電気市場の展望に関する欧州委員会の文書は、⁽¹²⁾ 競争が効率性，供給の安定性，持続可能性に寄与したと評価している。

しかし，指令の適切な置き換えが行われず，競争に対する障害があるとす。不適切な置き換えによって，価格の規制，送電・配電システム運営者の不十分な分散，第三者の差別されたアクセス，規制者の不十分な資格，規制

(12) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Prospects for the Internal Gas and Electricity Market, {SEC (2006) 1709} {SEC (2007) 12}, Brussels, 10.1.2007, COM (2006) 841 final.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0841:FIN:EN:PDF>)

された供給料金表等に関する不十分な情報提供、電力源の不十分な指定が生じたとする。

また、競争に対する障害として、消費者が供給者を選択する実質的な権利を持っていないこと、供給者が同じ条件で売却する権利を持っていないこと、共通の規制枠組みに基づくインフラへの投資の不十分さ、構成国のエネルギーネットワークの間の調整の不十分さ、大企業と中小企業との間における取引戦略のための情報の格差、送電システム運営者に対する責任のあり方についての垂直統合的グループ内の混乱、送電システム運営者による競争市場に役立つ条件整備の欠如、送電システム運営者の国境を越えた能力増大の不十分さ、送電システム運営者等の統合市場への関心の欠如、規制機関に権限や自由裁量がないこと、規制機関が構成国との関係から単一の域内市場の目的に反してきたこと、価格の上限を設けるような規制機関の過度の介入、隣国と無関係な競争の導入と柔軟な卸売市場の創造の欠如、配電システム運営者による家庭に対する競争の準備不足、各構成国の分散化の相違や国境を越えた営業譲渡及び合併に対する構成国の規制機関の介入による資本移動の障害が指摘されていた。

このような事態から特徴的に現れる価格の統制の問題が採り上げられて、欧州委員会による規制された料金表に関する違反対策が講じられた。

さらに、分散化による十分に発展したネットワークへの差別のないアクセス、構成国及びEUレベルのネットワークアクセスに関する規制の改善、不公正な競争の削減、送電システム運営者間の調整、発電所・ガスの輸入・送電インフラに関する明瞭な投資枠組み、家庭及び小規模な商業に従事する顧客の問題の解決が今後の課題として指摘された。

2007年の域内のガス及び電気市場の展望に関する欧州委員会の文書に伴って、実施報告書と題する付属文書が出された。⁽¹³⁾

3. 1. 7 2002年の欧州共同体条約第81条及び第82条において定められた競争ルールの実施に関する規則第17条に基づく欧州ガス及び電気

部門の2007年の調査書

2002年の欧州共同体条約第81条及び第82条において定められた競争ルールの実施に関する規則第17条に基づく欧州ガス及び電気部門の2007年の調査書によれば、⁽¹⁴⁾卸売市場が構成国ごとに分かれて集中度が高いこと、垂直的な独占があつて分散化の程度が低いこと、域内市場の競争的な統合が不十分で国境を越えた生産能力の欠如や構成国市場の分断に原因があること、情報提供の度合いが低く透明性が不十分であること、消費者に対する有効で透明な価格の形成の不十分さ、小売市場の競争力が弱いこと、現在のバランス市場が新しい市場参入者にとって不利であること、LNGの販売段階の市場が競争的でないことが現状分析として指摘されていた。

このような現状を変えるために、競争と適切な規制が必要とされた。競争に関して競争法に基づく措置が、市場の集中、垂直的な独占、市場の統合に向けられた。

さらに、市場の構造問題と規制環境が検討事項とされた。この検討事項は四つで、構造的な利益の衝突で、ネットワークの不十分な分散化によって生まれたもの、規制環境が統一的でなく分かれていること、卸売市場における流動性が欠けていること、市場の透明性が欠けていることである。

分散化のために、供給及びネットワーク活動の垂直的統合の回避が必要で

(13) Commission of the European Communities, Commission Staff Working Document, Accompanying Document to the Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Prospects for the Internal Gas and Electricity Market, Implementation Report, {COM (2006) 841 final}, Brussels, 10.1.2007, SEC (2006) 1709 final.

(<http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/2/2006/EN/2-2006-1709-EN-1-0.Pdf>)

(14) Commission of the European Communities, Communication from the Commission, Inquiry pursuant to Article 17 of Regulation (EC) No 1/2003 into the European Gas and Electricity Sectors (Final Report), {SEC (2006) 1724}, Brussels, 10.1.2007, COM (2006) 851 final.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0851:FIN:EN:PDF>)

あるとする。これに伴って、規制機関の権限及び欧州全域の調整の強化が指摘されている。そのための具体的な手段として、構成国の独立規制機関の権限の強化、各構成国の独立規制機関相互の調整力の強化、送電システム運営者相互の協力、越境問題の統一的な規制を挙げている。

卸売市場における流動性のために、競争法の適用、電気仮想発電所の入札とガス開放計画、発電の所有の上限枠や長期間のガス産出契約のコントロール、小規模な送電システム運営者の拡大、エネルギーバランスのための開放的かつ柔軟な申告手続、新発電とガス輸入のインフラへの投資の拡大、インフラと発電の用地の提供が指摘されている。

市場の透明性のために、市場の情報に容易にアクセスでき、情報提供の仕方もタイムリーで十分な提供の仕方が指摘されている。そのための手段として、ガイドラインの制定、モニター、現行規則の適用が挙げられている。

その他に、規制された小売料金表に対する警告がなされた。新しいインフラに対するアクセスのためのアクセス規定からの除外の制限、国境を越えた取引を斟酌した市場の設計の調和化、ガス供給能力の増大、特別な相互接続能力の割り当て方法、ガスの貯蔵のための第3者のアクセス、卸売市場における取引のためのモニターが採り上げられていた。

3. 1. 8 2007年の欧州エネルギー政策

2007年の欧州エネルギー政策は、⁽¹⁵⁾持続可能性、供給の安定性、競争をエネルギー政策の柱としている。この行動計画は多方面に亘っている。これらの中で、域内のエネルギー市場を採り上げる。

域内のエネルギー市場の3個の要素として、競争、持続可能性、供給の安定性を位置づけている。現状分析によれば、これらの目的は達成されておら

(15) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the European Council and the European Parliament, An Energy Policy for Europe, {SEC (2007) 12}, Brussels, 10.1.2007, COM (2007) 1 final.
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0001:FIN:EN:PDF>)

ず、このことは電気ガス料金の上限の設定に端的に現れているとする。したがって、この状態を改善するために、欧州ガス電気配電網及び欧州全域の競争的なエネルギー市場の構築を目的として、分散化、効果的な規制、透明性、インフラ、ネットワークの安定性、発電とガス供給能力の妥当性、公共サービスとしてのエネルギーに関する措置を検討している。

分散化にとって必要な条件は、完全に独立したシステム運営者、所有の分散化、小規模配電業者を含める配電の分散化であるとする。これらの中で最も有効なのは、所有の分散化であると評価している。

前述した目的を達成するためには、分散化だけでなく効果的な規制が必要である。この中で提案されているのは、エネルギー規制機関の権限と独立性の調和化、エネルギー規制機関の職務範囲を構成国内部だけでなく欧州域内の市場を含めること、域内取引のための技術水準の調和化である。

エネルギー規制機関の職務範囲について、具体的には構成国の規制機関に共同体の目的を課する方法と構成国の規制機関の決定に対する欧州委員会による再検討の方法が考案されている。独立した規制機関の欧州ネットワークが形成されるべきことが指摘され、欧州委員会の関与が斟酌されている。その他に、新しい単一の共同体機関が必要であるとする。これらの中では、独立した規制機関の欧州ネットワークが良く評価されている。

透明性について、新しい参入者のための市場ごとに異なる情報提供、価格操作を防ぐための発電の利用価値に関する情報提供、情報提供の最低条件の設定が指摘されている。

インフラについては、インフラの欠如部分の確認と埋め合わせ、4個のプロジェクトに対応した4個の調整機関の指名、計画及び承認手続のための最大5年の期間設定、欧州全域のエネルギーネットワークのための基金拡大の検討、送電システム運営者の共同体的枠組みという5個の優先事項が指摘されている。

ネットワークの安定性について、共通の最低限度の拘束力のある安全基準が述べられている。この基準の設定は電気システムの信頼性の向上と停電の

防止を目的とするもので、エネルギー規制機関の承認が必要であるとする。

発電とガス供給能力の妥当性については、発電への投資や、ガス燃料発電所とガスインフラへの投資が課題となっている。投資額だけでなく、投資のための域内のエネルギー市場の機能や、需要と供給のモニターが検討事項となっている。そのために、エネルギー監視機関の設立が必要であるとする。

公共サービスとしてのエネルギーに関する措置について、エネルギー顧客憲章の改善が指摘されている。すなわち、価格増大に対する被害を受けやすい市民の保護、供給者の選択と供給の選択肢の決定のための最低限度の情報、供給者の変更手続の軽減、不公正な販売慣行の防止の観点からの改善である。

3. 1. 9 2007年の欧州理事会の結論

欧州理事会が提示した行動計画は、⁽¹⁶⁾企業活動に関する政策と気候及びエネルギーの欧州統合政策に大きく分けることができる。

前者は、域内市場と競争の強化、イノベーションや投資の拡大に適した条件の確立、企業の動的な環境を創造するための規制の改善計画を挙げている。

これらに関連して、高質の雇用の促進と社会統合の向上を位置づけている。

3. 1. 10 2008年の域内のガス及び電気市場の創造に関する進捗状況報告書

域内のガス及び電気市場の創造に関する進捗状況報告書は、⁽¹⁷⁾域内市場の確立のための残された課題を指摘している。

(16) Conseil de L' Union Européenne, Conseil Europeen de Bruxelles 8-9 Mars 2007, Conclusions de la Presidence, Bruxelles, le 2 mai 2007 (04.05) (OR.eu), 7224/1/07 REV 1, CONCL 1.

(DOC-07-1_FR [1]—pdf.)

(17) Commission of the European Communities, Report from the Commission to the Council and the European Parliament, Progress in creating the Internal Gas and Electricity Market, {SEC (2008) 460}, Brussels, 15.4.2008, COM (2008) 192 final. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0192:FIN:EN:PDF>)

まず、法律の実施について、前述した2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令と2003年の天然ガスにおける域内市場のための共通ルールに関する指令⁽¹⁸⁾の実施の不十分さや、2003年の電気における国境を越えた交換のネットワークへのアクセス条件に関する規則⁽¹⁹⁾と2005年の天然ガスを送るネットワークへのアクセス条件に関する規則⁽²⁰⁾の実施の不完全さを指摘している。

市場の統合については、価格の類似性の欠如、適正な価格に関連する国境を越えた取引のためのネットワーク能力の不十分さ（インフラの障害）、ネットワーク運営者の独立性の欠如と投資の不足、法律の相違などを指摘している。この市場の統合において、現行の二国間のプロジェクトや多国間のプロジェクトが良い機能を果たしていると高く評価している。

集中と合同について、国内市場の集中的構造、小売市場の未発達、集中と合同の全般的な傾向を問題点として指摘している。その際に、政府等による競争を強いる枠組みが必要な場合があるとする。

価格の増加については、競争の制限とネットワーク運営者の独立性の欠如を原因として指摘している。

ネットワーク運営者の独立性について、機能的分散化の不十分さと配電シ

(18) Directive 2003/55/EC of the European Parliament and of the Council of 26 June 2003 concerning common rules for the Internal Market in Natural Gas and repealing Directive 98/30/EC, Official Journal of the European Union, L176/57, 15.7.2003.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:176:0057:0078:EN:PDF>)

(19) Regulation (EC) No 1228/2003 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2003 on Conditions for Access to the Network for Cross-border Exchanges in Electricity, Official Journal of the European Union, L176/1, 15.7.2003.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:176:0001:0010:EN:PDF>)

(20) Regulation (EC) No 1775/2005 of the European Parliament and of the Council of 28 September 2005 on Conditions for Access to the Natural Gas Transmission Networks, Official Journal of the European Union, L289/1, 3.11.2005

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2005:289:0001:0013:EN:PDF>)

ステムにおける分散化の除外条項に問題点を見出している。

規制機関による効果的な規制については、規制機関による国境を越えた規制権限の不平等、卸売市場及び小売市場の規制的監視の不存在、法の不遵守に対する国内の不十分な刑罰、法の実施に対する規制機関の規制権限の不十分さ、国境を越えた決定の調整に対する規制権限の不十分さを指摘している。

顧客の保護について、電気交換率は小売市場の競争状態を反映するものではないが、透明で簡単な交換手続きが必要であること、供給者の選択が可能となる市場の自由化はサービスの水準の低下に結び付かないこと、電気及びガスに対する消費者の容易なアクセスや料金の合理性、規制された価格の持つ競争を阻害する機能を指摘している。

さらに、エネルギーの供給の安定性に言及したうえで、結論として法律の実施の改善を推奨し、そのための構成国の規制機関への権限の付与と良き規制モデルの調和化を指摘する。産業界の法律の遵守や規制されたエネルギー価格の問題も指摘していた。

3. 1. 11 2008年の産業の最終利用者に課されるガス及び電気料金の透明性を改善するための共同体の手続に関する指令

2008年の産業の最終利用者に課されるガス及び電気料金の透明性を改善するための共同体の手続に関する指令は、⁽²¹⁾2007年の産業の最終利用者に課されるガス及び電気料金の徴収のために適用される方法に関する決定⁽²²⁾によって修正を受けた1990年の産業の最終利用者に課されるガス及び電気料金の透明性を改善するための共同体の手続に関する指令⁽²³⁾の改正指令である。

2008年の指令は12か条からなる。ガス料金と電気料金の付属書が添付され

(21) Directive 2008/92/EC of the European Parliament and of the Council of 22 October 2008 concerning a Community Procedure to improve the Transparency of Gas and Electricity Prices charged to Industrial End-Users, Official Journal of the European Union, L298/9, 7.11.2008
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:298:0009:0019:EN:PDF>).

ている。第1条は、欧州共同体統計局に対する第3条の方式による企業の情報提供に関する規定である。情報提供の対象となるものは、価格及び売買条項、価格システム、消費者の分類と消費カテゴリー単位の金額である。

第2条は、企業による価格及び売買条項と価格システムに関するデータの収集時期と、2か月以内の欧州共同体統計局と構成国の規制機関への送付を定めている。さらに、欧州共同体統計局による当該データの公表を規定している。消費者の分類と消費カテゴリー単位の金額も同様であるが、この情報は公表されず当該データと送付時期も異なる。

第3条は第1条の情報の実施規定に関する規定で、ガス料金と電気料金の付属書が実施規定の詳細を定めている。

第4条は、第1条によって送付された当該データに関する欧州共同体統計局の守秘義務を規定している。しかし、当該データの統計的な方法での公表は許されている。

第5条は、当該データの中の異例なものや矛盾点に関する欧州共同体統計局による構成国の機関に対する権限について定めている。

第6条は、欧州委員会によるガス料金と電気料金の付属書に関する規制手続に従った修正についての規定である。この修正は技術的な特徴だけで、システムの一般構造を対象とするものではない限定的なものである。

第7条は、欧州委員会の支援機関に関する規定である。この手続は、1999年の欧州委員会に授権された権限の行使手続に関する決定に従うことになる

(22) Commission Decision of 7 June 2007 amending Council Directive 90/377/EEC with regard to the Methodology to be applied for the Collection of Gas and Electricity Prices charged to Industrial End-Users (2007/394/EC), Official Journal of the European Union, L148/11, 9.6.2007

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:148:0011:0016:EN:PDF>)

(23) Council Directive of 29 June 1990 concerning a Community Procedure to improve the Transparency of Gas and Electricity Prices charged to Industrial End-Users (90/377/EEC), Official Journal of the European Communities, No L185/16, 17.7.90.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1990:185:0016:0024:EN:PDF>)

とする。

第8条は、欧州委員会による当該指令の運用状況に関する報告書の提出について規定している。

第9条は、天然ガスに対する当該指令の適用延期の暫定措置について定めている。第10条は、1990年の産業の最終利用者に課されるガス及び電気料金の透明性を改善するための共同体の手續に関する指令の破棄の伴う措置を定めている。

第11条は、当該指令の施行時期を定めている。第12条は、当該指令の名宛人に関する規定である。

3. 1. 12 2009年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令

前述した状況を斟酌しながら、2009年に電気の域内市場のための共通ルールに関する指令が成立した。⁽²⁴⁾当該指令は、2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令を破棄したものである。当該指令における競争環境の確保及び消費者保護に関する規定について述べることにする。

2009年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令の第1章は、目的、適用範囲、定義に関する諸規定である。第1章は、第1条と第2条からなる。

第1条は、目的と適用範囲に関する規定である。共通のルールの対象が発電、送電、配電、供給、消費者保護、競争市場にあることが第1条から明らかである。これらに関連する分野が第3条以下で規定されている。

第2条は、定義規定である。たとえば、発電、送電、送電システム運営者、配電、配電システム運営者、顧客、卸売の顧客、最終の顧客、家庭の顧客、家庭でない顧客、選択できる顧客、相互連結機器、相互連結システム、直接

(24) Directive 2009/72/EC of the European Parliament and of the Council of 13 July 2009 concerning Common Rules for the Internal Market in Electricity and repealing Directive 2003/54/EC, Official Journal of the European Union, L211/55, 14.8.2009. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:211:0055:0093:EN:PDF>)

電線、経済的優位、付帯サービス、システム利用者、供給、統合的電気事業、垂直的統合事業、関連事業、水平的統合事業、申告手続、長期計画、小規模な分離システム、最小規模の分離システム、安定性、エネルギーの効率性/需要側の管理、再生可能エネルギー源、配電所、電気供給契約、電気の派生物、法的規制、電気事業である。

第2章は、部門の組織化のための一般ルールに関する諸規定である。第2章は、第3条乃至第6条からなる。第3条は、消費者保護に関する詳しい規定であると評価できる。

第3条は、公共サービスの義務と消費者保護に関する規定である。第3条第1項は、競争的で安全な環境的に持続可能な市場を達成するための電気事業の運営の仕方や事業者間の差別の禁止について規定している。

第3条第2項は、事業者に課する公共サービスの義務、公共サービスの性格として明瞭に定めること、透明性、非差別性、証明可能性を挙げ、アクセスの平等を許すべきであるとする。公共サービスの義務の中に供給の安定性などの長期計画の実施が含まれるとする。

当該規定で言う公共サービスの義務とは、供給の安定性を含んだ安全であること、規則正しこと、品質が保たれていること、供給価格が適切であること、エネルギーの効率性・再生可能なエネルギー源・気候の保護を含んだ環境の保護を内容とする概念であるとする。

第3条第3項は、家庭の顧客及び小規模事業者のユニバーサルサービスの享受、ユニバーサルサービスの確保のための最後の頼りとなる供給者の指定、配電事業者に課する顧客をネットワークに接続する義務、当該接続義務は第37条第6項に従った条件によること、消費者の利益を代表する団体の促進について規定している。

当該規定においてユニバーサルサービスとは、地域内で合理的な、容易かつ明瞭に比較可能な、透明性がある非差別的な価格で特定の品質を持った電気を供給される権利であると定義されている。

第3条第4項は、すべての顧客が電気を供給される権利や別の構成国で登

録した供給事業者に対する差別の禁止を規定している。

第3条第5項は、顧客による供給者の変更権、すべての消費データに関する顧客の受領権、当該変更権と受領権を非差別的な方法で与えることについて規定している。

第3条第6項は、第2項及び第3項の義務の履行のために構成国が与える財政的補償等が非差別的で透明であることを定める。

第3条第7項は、最終の顧客及び被害を受けやすい顧客の保護措置、被害を受けやすい顧客の定義、被害を受けやすい顧客の権利の行使及び義務の履行の確保、遠隔地の最終の顧客の保護措置、高いレベルの消費者保護、選択できる顧客が容易に供給者を変えられること、家庭の顧客のための付属書 I の消費者保護の追加を規定している。

当該規定における高いレベルの消費者保護とは、主として契約条件の透明性、一般的な情報提供、紛争解決システムであるとする。

第3条第8項は、構成国のエネルギー行動計画に関する措置、被害を受けやすい顧客に対するエネルギーの確保のための給付金に関する措置、エネルギーの効率性の改善の支援に関する措置、欧州委員会への当該措置の通知を定める。

第3条第9項は、供給者が請求書及び宣伝資料の中に、各々のエネルギー源の混合比、環境影響及び放射性廃棄物に関する情報がある場合の参考文献、紛争の場合における権利の情報を最終の顧客に書いて伝えることを規定している。さらに、電気の交換または輸入の場合における総数の表示という特別や規制機関その他の機関による当該情報の提供の保証を定めている。

第3条第10項は、適切な経済的インセンティブを含む社会的経済的結合と環境保護の目的を達成する措置を定めている。

第3条第11項は、電気事業者が電気の利用を効率化すべきとする勧告について規定している。この具体的な方法は、エネルギーの管理サービス、革新的な価格方式、インテリジェントなメーターやスマートグリッドであるとする。

第3条第12項は、消費者に情報を提供する接触方法について規定している。その情報とは、消費者の権利、現行法、紛争解決手段であるとする。

第3条第13項は、苦情・紛争の解決のためのオンブズマンや消費者団体の設立について規定している。

第3条第14項は、第7条、第8条、第32条、もしくは、第34条を適用しない条件を規定している。

第3条第15項は、構成国から欧州委員会へのユニバーサルサービスと公共サービスの義務に関する措置の通知義務を定める。

第3条第16項は、欧州委員会による消費者の権利に関する情報の明瞭で簡潔なチェックリストの作成と、供給者または配電システム運営者による当該コピーの配布とこれを公然と利用できることについて規定している。

第4条は、規制機関による供給の安定性のモニターに関する規定である。第5条は、技術的ルールに関する規定である。第6条は、地域協力の促進規定である。

第3章は、発電に関する諸規定である。第3章は、第7条と第8条からなる。第7条は、新しい発電能力のための認可手続きに関する規定である。第8条は、新しい発電能力の申告手続きに関する規定である。

第4章は、送電システムの運営に関する諸規定である。第4章は、第9条乃至第16条からなる。

第9条は、送電システムの分散と送電システム運営者に関する規定である。第10条は、送電システム運営者の選任と認証に関する規定である。第11条は、第3国出身の送電システムの所有者または運営者による認証の申請に関する規定である。

第12条は、送電システム運営者の職務内容を規定している。当該規定は、前述した消費者保護に関する諸規定に対応させて理解しておく必要がある。

第13条は、独立したシステム運営者の選任に関する規定である。第14条は、送電システムの所有者の分散に関する規定である。

第15条は、発電設備の急送と電気システムのバランスを保つことについて

規定している。第16条は、送電システム運営者及び所有者の守秘義務に関する規定である。

第5章は、独立した送電運営者に関する諸規定である。第5章は、第17条乃至第23条からなる。

第17条は、資産、設備、職員、身元に関する詳しい規定である。第18条は送電システム運営者の独立性に関する規定であり、第19条は職員及び送電システム運営者の管理の独立性に関する規定である。独立性が強調されていることに特徴がある。

第20条は、送電システム運営者が持つ監督機関の構造及び役割について規定している。第21条は、コンプライアンス計画、監督機関によって任命されるコンプライアンス事務官、コンプライアンス事務官の役割について規定している。

第22条は、送電システム運営者が規制機関に提出するネットワークの発展計画と投資決定をする規制機関の権限について定めている。第23条は、送電システム運営者が新しい発電所を送電システムに結び付けることに関する規制機関の権限について規定している。

第6章は、配電システムの運営に関する諸規定である。第6章は、第24条乃至第29条からなる。

第24条は、構成国または配電システムを所有あるいは責任を負う事業者による配電システム運営者の任命に関する規定である。第25条は、配電システム運営者の職務内容を定めている。当該規定は、前述した消費者保護に関する諸規定に対応させて理解しておく必要がある。

第26条は、配電システム運営者の分散に関する規定である。第27条は、配電システム運営者の守秘義務について規定している。第28条は、家庭の顧客に供給しない地域限定の配電システムについて定めている。第29条は、送電システム運営者と配電システム運営者の結合に関する規定である。

第7章は、収支計算書の分散と透明性に関する諸規定である。第7章は、第30条と第31条からなる。

第30条は、構成国または規制機関による電気事業者の収支計算書へのアクセス権に関する規定である。第31条は、事業ごとの収支計算書の分散に関する規定である。

第8章は、システムへのアクセスの組織化に関する諸規定である。第8章は、第32条乃至第34条からなる。

第32条は、送電システムまたは配電システムへの第三者のアクセスに関する規定である。第33条は、選択できる顧客の範囲や市場の開放の条件を規定している。第34条は、直接電線による電気の供給に関する条件を定めている。

第9章は、構成国の規制機関に関する諸規定である。第9章は、第35条乃至第40条からなる。

第35条は、規制機関の選任及び独立性に関する規定である。第36条は、規制機関の一般的な目的を(a)号乃至(h)号に示している。この内容は示唆に富むので列挙しておくことにする。

たとえば、競争力のある安全で環境的に持続可能な域内市場の促進、消費者及び供給者双方に益する市場の開放、ネットワークの効果的で信頼に値する運用条件の確保、競争力のある適切に機能する地域市場の発展、構成国間の取引制限の除去、消費者に顔を向けた安全で信頼できる効率的で非差別的なシステム、システムの適切さ・エネルギーの効率さ・再生可能エネルギー源に由来する電気の生産等の統合の促進、新しい発電能力のためのネットワークへのアクセスの促進、システム運営者等のための効率さの増大及び市場の統合の育成に関する動機付けの保証、効果的な競争及び消費者保護を伴う構成国市場の効率的な運営による顧客の受益、被害を受けやすい顧客の保護及び顧客の交換のためのデータの交換プロセスの互換性を伴う高い水準のユニバーサル及び公共サービスであるとする。

第37条は、規制機関の義務と権限をかなり詳細に定めている。第36条が言う規制機関の一般的な目的に合致するように規制機関の義務を定めている。この内容は重要であるので列挙しておくことにする。

第37条第1項は、規制機関の義務を (a) 号乃至 (u) 号に規定している。

たとえば、送電料金表または配電料金表あるいはこれらの料金の決め方の決定と承認、送電及び配電システム運営者等による指令等の遵守の確保、越境問題に関する規制機関または構成国の機関と共同体機関との協力、共同体機関及び欧州委員会の法的拘束力のある決定の遵守及び実施、活動及び義務の履行に関する年報の提出、送電・配電・供給の間の補助金の重複しないことの監視、電気の国境を越えた交換のためのネットワークへのアクセス条件に関する2009年の規則第8条第3項(b)を斟酌した送電システム運営者の投資計画のモニターと投資計画の評価書の提出、ネットワークの安定性及び信頼ルールの遵守と過去の成果の再検討やサービス及び供給の質の条件の設定または承認や他の機関との共同によるそれらへの貢献、卸売価格を含めた透明性のレベルのモニターと電気事業者の透明性の義務の遵守の監視、卸売りまたは小売りレベルの市場の開放及び競争のレベル及び効果・家庭の顧客のための価格・供給者の交換率・接続解除率・維持費用の料金及び実施・家庭の顧客の苦情・競争の妨害または制限に関するモニター、制限的な契約慣行のモニターと当該慣行の構成国競争機関への情報提供、中断可能な供給契約及び長期契約に関する契約の自由の尊重、接続や修繕に要する時間のモニター、消費者保護措置の有効性と実施の保証、供給価格に関する第3条の遵守の勧告の公表と競争機関への供給価格の提供、消費者の消費データのアクセスの保証、消費データのための構成国レベルにおける容易に理解できる統一フォーマットの提供の保証、消費データへのすべての顧客の迅速なアクセスの保証、送電システム運営者や配電システム運営者等の役割と責任に関するルールの実施のモニター、供給の安定性に関する発電能力への投資のモニター、共同体と第3国の配電システム運営者間の技術協力のモニター、安全措置の実施のモニター、データ交換のプロセスの互換性への貢献であるとする。

第37条第3項は、独立したシステム運営者が任命された場合における規制機関の義務と権限を定めている。この内容も参考のために指摘しておくことにする。

たとえば、送電システムの所有者や独立したシステム運営者の義務の遵守のモニター及び違反の場合にペナルティーを課すこと、独立したシステム運営者と送電システムの所有者との間の関係のモニターや契約の承認及び両者の間の紛争解決機関としての役割、独立したシステム運営者による投資計画及び多数年のネットワーク開発計画の承認、独立したシステム運営者が徴収するネットワークアクセス料金がネットワーク所有者のための報酬を含むこと、検査を実施する権限、独立したシステム運営者が徴収する混雑料金の利用のモニターであるとする。

第37条第4項は、第37条第1項、第3項、第6項の義務を果たす規制機関の権限を定めている。

たとえば、電気事業者に対する拘束力のある決定、市場の機能の調査・保証や効果的な競争の促進措置の決定・賦課、規制機関の職務の実施に関連する情報やネットワークを実施するための措置に関する情報の電気事業者からの要求、当該指令の義務と規制機関等の決定の不履行に対する刑罰の賦課と裁判所による刑罰の賦課の提案、紛争解決に対する調査権と指図権であるとする。

第37条第5項は、送電システム運営者が任命された場合における規制機関の義務と権限を定めている。

たとえば、垂直的に統合された事業者に有利な差別行為に対する刑罰、送電システム運営者と垂直的に統合された事業者の関係のモニター、送電システム運営者と垂直的に統合された事業者の間の紛争解決機関としての役割、送電システム運営者と垂直的に統合された事業者の間のローンを含む商取引及び金融関係のモニター、送電システム運営者と垂直的に統合された事業者の間の商取引及び金融上の合意の承認、コンプライアンス事務官の通知があった場合における垂直的に統合された事業者からの理由書の提出要請、送電システム運営者と垂直的に統合された事業者に対する検査の実施、送電システム運営者の継続的な違反の場合における送電システム運営者から独立したシステム運営者への職務の割り当てであるとする。

第37条第6項は、3個の条件を決定し確立させる方法を確定または承認する責任を規制機関に負わせている。

すなわち、3個の条件とは、第37条第7項により公表義務のある送電及び配電料金表またはその決め方を含んだ構成国のネットワークとの結び付き及びアクセス、釣り合いのとれたサービスの提供、国境を越えたインフラへのアクセスであるとする。

第37条第8項は、送電及び配電料金表またはその決め方や釣り合いのとれたサービスの決定または承認のために規制機関が送電及び配電システム運営者に対して行うべきことを定めている。

第37条第9項は、規制機関による構成国の電気システムの混雑管理と混雑管理規則の実施のモニターについて規定している。

第37条第10項は、規制機関による送電及び配電システム運営者の作成した料金表またはその決め方を含んだ契約条件の修正要求、料金表の確定の遅延の場合における規制機関による暫定的な料金表またはその決め方の決定または承認、規制機関による送電及び配電システム運営者の作成した料金表またはその決め方が規制機関による暫定的な料金表またはその決め方と異なる場合の補充措置を定めている。

第37条第11項は、送電及び配電システム運営者に対する苦情を規制機関に訴えることができることを規定している。規制機関は一定期間内に決定を下す必要があるとする。

第37条第12項は、料金の決め方に関する決定や提案された料金表またはその決め方に関する苦情について、これらに関する再検討の苦情を出すことができることを明らかにしている。

第37条第13項は、支配的地位の濫用や搾取行為の防止のためのメカニズムを設けることを構成国に要求している。

第37条第14項は、守秘義務についての適切な措置に関する規定である。第37条第15項は、第11条及び第12条の苦情と共同体法または構成国法上の訴えとの関係を規律している。第37条第16項は、規制機関による決定の正当性と

公衆による決定の利用可能性について規定している。第37条第17項は、規制機関による決定に対する上訴権に関する規定である。

第38条は、国境を越えた問題に対する規制の制度に関する規定である。第39条は、当該指令または2009年の電気の国境を越えた交換のためのネットワークへのアクセス条件に関する規則におけるガイドラインの遵守に関する規定である。第40条は、記録の保存に関する規定である。

第10章は小売市場に関する規定で、第41条のみで構成されている。第41条は、送電及び配電システム運営者、供給事業者、顧客、その他の市場参加者の役割と責任に関する規定である。その内容は、契約上の協定、顧客に対する約束、データ交換、紛争解決ルール、データの所有権、メーターの責任を対象とするとする。

これらは、公表、顧客と供給者のネットワークへのアクセスという目的、規制機関等の再検討の対象という条件を付けられる。大規模な家庭でない顧客には同時複数契約権があるとする。

第11章は最終規定で、第42条乃至第51条からなる。第42条は、エネルギー市場の突発的な危機、人の身体的な安心・安全の危殆化、機器・設備・システムの完全性の危殆化に対する防止措置に関する規定である。

第43条は、構成国が実施する措置の条約及び共同体法との適合性等に関する規定である。第44条は、当該指令の諸規定からの逸脱に関する規定である。第45条は、再検討の手續に関する規定である。第46条は、委員会に関する規定である。第47条は、報告書の提出に関する規定である。第48条は、2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令の破棄に関する規定である。第49条は、当該指令の置き換え規定である。第50条は、当該指令の施行時期に関する規定である。第51条は、当該指令の名宛人に関する規定である。

当該指令には、付属書が2個ある。付属書Iは、消費者保護に関する措置を詳細に定めている。付属書IIは、当該指令と2003年の電気における域内市場のための共通ルールに関する指令との条文の相関表である。

消費者保護に関する措置を詳細に定めている付属書 I は、エネルギー分野における消費者保護に関する個別具体的な諸規定で、今後の消費者保護のための諸規定を考案する際に有益であるのでその内容を列挙しておくことにする。

付属書 I は、当該指令第 3 条で指摘されていた措置を具体化したものである。また、付属書 I は、遠隔地契約に関する消費者保護についての 1997 年の指令や、消費者契約における不公正条項に関する 1993 年の指令を侵害するものではないとしている。したがって、これらの指令はそれ自体の立場から適用される可能性がある。

付属書 I の最初の特色は、顧客が電気サービス提供者と契約を締結する際の契約内容を定めていることであるとする。

この契約内容を列挙すると、たとえば、供給者の身元及び住所、サービスの内容、サービスの質的水準、サービスの提供開始時期、維持管理サービスの種類、適用可能なあらゆる料金表及び維持管理費用に対する最新の情報の取得手段、契約の期間、サービス及び契約の更新や終了の条件、費用の掛からない契約の撤回の許容性、補償及び払戻協定で契約上のサービスの質的水準の充足性や不正確で遅延した請求書に関するもの、紛争解決の手続を開始する方法、紛争解決及び関連するすべての情報を含む消費者の権利に関する情報で請求書または電気事業者のウェブサイトで明示されるものであるとする。

これらの契約内容に関連して、契約条件の公平性と事前の周知性が指摘されている。事前の周知性については契約の締結前または確認前と規定されているが、仲介者による契約の締結の場合には契約の締結前のみとされている。

付属書 I の第 2 の特色は、契約条件の修正が行われる場合における顧客への通知と、通知時における顧客の契約撤回権に関する情報提供であるとする。契約条件の修正において特に料金の増加が指摘されている。契約撤回権は構成国が保証すべき事項となっている。

付属書 I の第 3 の特色は、電気サービスへのアクセス及び利用に関する価

格、料金表、標準契約約款についての透明性を備えた情報提供であるとする。

付属書 I の第 4 の特色は、支払方法の幅広い選択、前払い制度が有する公平性と蓋然的な消費量との一致、契約条件の相違が様々な支払いシステムの供給者に負担を与えること、普通契約条件の公平性と透明性、普通契約条件の明瞭で理解可能な言語での表示、顧客の権利の行使に対する契約外の障害の除去、不公平で誤解を招く販売方法からの保護であるとする。

付属書 I の第 5 の特色は、顧客が供給者を替えることに費用が掛からないとすることである。付属書 I の第 6 の特色は、苦情処理のための透明性のある簡単で費用の掛からない手続、電気サービス提供者による良い標準的なサービスや裁判外の苦情処理を求める権利、苦情処理手続の公平性及び迅速性と払い戻し及び補償の提供、1998年の消費者紛争の裁判外の解決に責任を持つ団体に適用される原則についての勧告との適合性であるとする。

付属書 I の第 7 の特色は、当該指令第 3 条第 3 項に基づくユニバーサルサービスにアクセスできる場合における当該権利についての情報提供であるとする。

付属書 I の第 8 の特色は、消費データを顧客自身を持って登録供給事業者にメーターのデータへのアクセスを許すこと、データ管理者が当該事業業者に当該データを与えること、当該データのフォーマットや供給者及び消費者が当該データにアクセスできる手続を制定すること、このようなことに消費者への追加費用が掛からないことであるとする。

付属書 I の第 9 の特色は、実際の電気の消費と費用に関する情報を時間的な枠組みを利用して提供すること、このような措置の費用対効果を斟酌し、追加費用が消費者に掛からないことであるとする。

付属書 I の第 10 の特色は、供給者の変更後の 6 か月以内に最後の終了計算書を受け取ることであるとする。

付属書 I の第 11 の特色は、インテリジェントなメーターシステムの実施であるとする。そのための経済的評価を 2012 年 9 月 3 日まで行うとする。この経済的評価に基づき 10 年間で上限とした年度計画を立て、2020 年までに消費

角 田 光 隆

者の80%がインテリジェントなメーターシステムを持つべきであるとする。